

# 法教育推進協議会 第29回会議 議事録

第1 日 時 平成24年6月20日（水）自 午後4時01分  
至 午後6時23分

第2 場 所 法務省第一会議室

## 議 事

笠井座長 それでは、まだお見えになっておられない委員もいらっしゃるかもしれませんが、予定された時刻も過ぎておりますので、ただいまから第29回法教育推進協議会を開会させていただきます。

では、まず事務局の方からお願いいたします。

丸山官房付 それでは、まず司法法制部長の小川から一言御挨拶を申し上げます。

小川部長 本年1月に司法法制部長になりました小川と申します。どうぞよろしくお願いたします。前回、私は公務の関係で出席できませんでしたので、本日の法教育推進協議会の開会に当たりまして、私の方から一言御挨拶を申し上げたいと思います。

法務省では、法教育推進協議会を設置し、様々な視点から法教育の普及に向けた取組を行ってまいりました。我が国における法教育の推進において、この協議会の果たしてきた役割は非常に大きく、委員の皆様のお尽力に大変感謝しております。改めて皆様に御礼申し上げる次第でございます。

学校現場における法教育の普及、推進活動はこの協議会における中心的テーマであり、これまでも子どもたちの発達段階に応じた教材の作成や法教育検証論文の募集などを行ってまいりました。皆様の御尽力により、新しい学習指導要領では、法や決まりに関する分野への教育が充実されることとなり、今後ますます法教育の重要性は高まっていくと考えられます。この協議会が始まった当初から見ますと、法教育の普及は大きく進んでまいりましたが、今後、これをしっかりと定着させ、発展させていくことが非常に重要であります。

また、今後は子どもたちだけではなく、成人のための法教育の普及についても力を入れていく必要がございます。我が国社会に真の意味で法教育は根つき、国民一人ひとりが法的なものの考え方を身に付け、自由で公正な社会の担い手となるためには、これからの更なる取組が大変重要でございます。法教育推進協議会は、日本において唯一教育関係者、法曹三者すべてを含む法律関係者、有識者からなる合議体でありまして、法教育の在り方について大局的観点から幅広い指針をお示しいただくという重要な役割を担っていただいております。法務省といたしましても、本協議会の御意見を最大限実現することができるよう引き続き積極的に法教育の推進に取り組んでいきたいと考えておりますので、是非とも皆様の御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

笠井座長 ありがとうございます。

丸山官房付 本日は、司法法制部長のほか、司法法制課長の松本も参加させていただいております。

松本課長 松本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

丸山官房付 続きまして、本協議会の新しい委員を御紹介させていただきます。今日は、井上委員の御出席がかなうという予定になっているんですが、まだお見えになっておりませんので、到着され次第御紹介したいと思います。

新委員でございますが、さいたま地方検察庁の大仲土和検事正が委員に就任されました。大仲委員、一言御挨拶をお願いいたします。

大仲委員 本日から当協議会に参加させていただくことになりました大仲でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

丸山官房付 次に、北岡委員が退任されまして、その御後任といたしまして日本司法支援センター第一事業部の鹿士眞由美情報提供課長兼犯罪被害者支援課長が委員に就任されました。鹿士委員、一言御挨拶をよろしくお願いいたします。

鹿士委員 法テラスの鹿士でございます。本日から参加させていただくことになりました。よろしくお願いいたします。

丸山官房付 次に、相原委員が退任されまして、その御後任として東京都教育庁指導部の古屋真宏主任指導主事が委員に就任されました。古屋委員、一言御挨拶をお願いいたします。

古屋委員 お世話になります。4月に着任いたしました東京都教育庁指導部の古屋でございます。法教育を担当しております。どうぞよろしくお願いいたします。

丸山官房付 大変恐縮ですが、用務のため、ここで司法法制部長の小川は退席いたします。

(小川司法法制部長 退室)

丸山官房付 それでは、続きまして事務局から本日の議事、それから配付資料の説明をさせていただきます。お配りしております机上の配付資料に本日の議事をまずお付けしております。委員がお替わりになったということもありますので、法教育推進協議会委員の最新の名簿をお配りさせていただいております。

本日の議事でございますが、議事次第にありますとおり4つの議事を予定しております。最初は、島根県立隠岐高等学校武藤教諭による法教育実践状況報告。2番目の議事としまして、一般社団法人リーガルパーク今井弁護士による法教育実情調査報告。3番目の議事といたしまして、小学校における法教育の実践状況に関する調査について御協議いただきます。4番目の議事としましては、法教育に関する懸賞論文コンクールについて御協議いただきます。

資料の内容ですが、右肩に資料1と振ってございますのが、武藤教諭からの提出資料でございます。なお、席上に1枚もので平成24年度島根学力向上プロジェクト夢実現進学チャレンジセミナー実施要領というものが別途お配りしております。こちらは武藤先生による追加資料となりますので、資料1の一部ということでお取扱いをよろしくお願いいたします。資料2につきましては、今井弁護士の提出資料となっております。資料3でございますが、後に御協議いただきます小学校における法教育の実践状況に関する調査研究項目となっております。資料4ですが、こちらにも最後に御協議いただきます平成24年度法教育に関する懸賞論文応募要領の案となっております。以上が議事と配付資料の説明でございます。

(井上委員 入室)

タイミングよく井上委員が御到着されましたので、御紹介いたします。慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科の井上英之准教授です。一言御挨拶をお願いいたします。

井上委員 遅れまして、すみません。井上と申します。初回なんですけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

昨年11月に法教育のフォーラムでお世話になりまして、慶應大学で社会企業等を教えておりまして、「新しい公共」の円卓会議に関わってきていたその話、多分議事録を丸山さんが御覧になったのか、お声掛けをいただきまして、私自身よく学生たちにマイプロジェクトというプロジェクトをやってもらっているんですけれども、自分の物語や生きてきた関心と

自分の目の前で何か新しいプロジェクト、プログラムを始めてみよう、何か挑戦を始めてみるということ、そしてそのプログラム、プロジェクトと世の中をつなげてみるという試行錯誤を始めてみようという実践と勉強の両建てでやってもらって、そんな中から恐らく法教育で扱うような民主主義の基本となるような体感、体験と方法を身に付けてもらうということなどを他にもいろいろやってきているんですけども、してきているということのプロセスが恐らく今後の法教育における What to teach だけでなく How to teach, 方法やプロセス、どのようにそれを伝えたい、体感してもらおうかということに関して、非常に重なるのではないかと丸山さんが思ったのか分からないんですけども、僕はそのように理解しまして、お話を伺いましたところ、大変重要でなおかつ今後の日本の未来をつくる、世界の未来をつかっていく上で、重要な取組、この本も拝見させていただきましたときに大変衝撃を受けまして、このようなことが今、日本で進んできているのかという意味で、なかなか都合が合わず参加できなかったんですが、今後皆様とまたいろいろな形で共同、協力させていただければなどと思っております。皆様、どうかよろしくお願ひいたします。

丸山官房付 どうもありがとうございました。

配付資料で、1つ追加説明させていただきます。最新号の月報司法書士に、私の方から法教育推進協議会の取組というのを書かせていただきました。今、井上先生から御紹介のあった新しい公共と法教育という観点もお配りした資料の13ページの右下のところから書かせていただいております。井上委員にも高橋委員にもいろいろと無断で発言を引用させていただいて、私なりの思いを勝手に書いているのですが、御笑覧いただければ幸いです。

では、事務局からは以上でございます。ここからは笠井座長に議事をお願いしたいと存じます。

笠井座長 新しい委員の方々、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、最初の議事に入りたいと思います。本日は、先ほどもお話がありましたように、島根県立隠岐高等学校の武藤先生と、それから一般社団法人リーガルパーク代表理事の今井先生においでいただいております。最初に武藤先生の方から法教育の実践状況について報告をいただきます。

武藤先生は、御承知のとおり平成22年に実施されました初めての法教育論文コンクールで最優秀賞を受賞されまして、そのときは折り悪く東日本大震災により授賞式が中止となりましたので、これまで武藤先生には本協議会においでいただくことができませんでした。本日、ようやくお招きすることができまして、貴重な御報告をいただけることになっております。武藤先生は、早くから法教育の実践に取り組みまして、現在は法科大学院生と共同しての法教育授業など先進的な取組を続けておられます。本日は、武藤先生からこれまでの取組とそれらを通じて得られた御提案について、お伺いできると聞いております。では、どうぞよろしくお願ひいたします。

武藤教諭 本日こういう席にお呼びいただきまして、ありがとうございます。今までやってきましたことを報告させていただきます。今、笠井座長からも御説明いただきましたが、2年前の3月に最優秀賞をいただいたんですけども、東日本大震災が起りまして、東京までは来たんですが表彰式はなくなりました。そして、今度こそ発表できると思ったら、台風4号が来まして、しかも6月なのに台風。帰る日には今度は5号が来るんです。本当に私は運

のいい、法務省と相性がいい男だなどつくづく感じながら発表させていただこうと思っております。

30分程度発表を行い、20分程度質問をお受けすると伺っておりますので、なるべくそれにならうようにしますが、元来しゃべることが好きなものでしてオーバーしたときはお許しください。それでは、よろしく願いいたします。レジュメとスライドを使いお話しします。

まず、最初に私のことについてお話をさせてください。私的なことからお話をして大変恐縮なんですけれども、ここを御理解いただかないと、この後の発表も、お前は一体何者なんだという話になると思いますので、ちょっとお時間をいただきます。平成7年4月に島根県教育委員会により島根県の県立の高等学校公民科教諭に採用をいただきまして、以下、情報科学高校、都市部にあります。次、隠岐島前高校、全国でも有数の僻地校であると思います。3学年で200人がおるかおらんかでした。1回目の勤務です。次が松江北高校。これは県内有数の進学校です。松江北高校で6年。松江北高校では3年の担任を1回させていただいた後、補習科の担任をさせていただきました。補習科というのは、卒業した生徒で進路希望がかなわなかった生徒について1年間面倒を見るシステムです。つまり4年計画で大学進学を目指します。この補習科の担任を2回。都合受験生の担任を3回やりました。このように受験生の担任が続き勤務が苦しかったときに、法教育と出会わせてもらって、一生懸命取り組ませていただきました。

松江北高校である程度実践を積んだのですけれども、松江北高校の生徒だから法教育はできると言われて悔しい思いをしました。そして、再び隠岐島前高校に勤務をしました。1回目の勤務のときよりもっと生徒が減っていました。ここで勝負をかけまして、隠岐島前高校の勤務の最後の年に、法教育懸賞論文で最優秀賞をいただきました。その後、隠岐高校に異動しまして、今は2年目となります。

18年間、島根県の公立高校に勤務させていただきました。その間いろいろなことがありまして、生徒の退学願を受け取ったり、また担任をさせていただいた生徒さんが東大に入学されたりと、幅広い経験をさせていただきました。これが私の自己紹介です。ある程度人柄が分かっていたただけたかなと思います。

余談はさておき、本題に入っていきたいと思います。お手元の資料の最初に「法教育とは」というものを載せております。既存の法教育の定義とはちょっと違うんですが、私なりに法教育とはこの5点に集約されると思っています。自分で考えて自分で判断する。他者に発信して他者と調整していく。そして最後にルールを策定するんですよね。ルールを策定することは価値判断を含みます。価値の判断をするということは何かを優先して何かを捨てているんです。その時々になにが社会にとって重要なのか。一人ひとりが考え未来を創造していく。これが非常に大きい意味を持ちます。そしてこれが法教育の要諦だと思っています。こうして考えると法教育とは全く新しい教育ツールだというふうに思っています。

法教育が注目された背景は2009年前後マスコミの報道にあります。この年から始まった裁判員裁判の導入。これは避けて通れないと思います。今年、3年後の見直しの年ですので、後でまた引用しますけれども、マスコミの注目が再び集まっていると思います。それから、来年度から高校で完全実施される学習指導要領もこれに合わせて、小・中・高とも「法に関する学習の充実」ということで法教育に類する内容の導入がなされています。

日本経済新聞の5月5日土曜日の朝刊にも、市民の法教育の充実が必要だと。一橋大学の村岡先生のコメントを引用する形で出てきております。

次に、法教育に関する誤解について述べます。従前からあります司法制度教育、消費者教育と混同されているというところは非常に大きいです。大変申し上げにくいんですが、専門職の方、法曹の方を中心に、一般の方も含め、法教育というのは「模擬裁判なんだと。裁判員教育なんだ。」という誤解があるように思います。私を作った、生徒の思考を伸ばすことを目的とした法教育教材については、そういう訳の分からない教材を作ってもらっては困るという御批判をよくちょうだいします。

某裁判所の所長さんが就任の記者会見で、法教育に関して質問を受け、「若いうちから法曹に理解を示してもらうことは重要だ。」というコメントをしておられる新聞記事を見ました。つまり法教育とは法曹に理解を示す教育なんだという解釈なんです。この方だけではなくて恐らく全国47都道府県でアンケートをとってもらって、各裁判所の所長さんに「法教育とは何ですか。」と尋ねたときに、正確な答えが返ってくることは少ないのではないのでしょうか。実際に法曹の責任ある立場におられる方の認識でも残念ながらまだ法教育概念を正確に認識はしておられないと思います。やはりまだまだ法教育の認知度は低いです。

資料に戻っていただきたいんですけども、お手元の資料の別添資料1に先ほどの日経新聞の記事を全文載せています。それから、資料2ですけども、これが私が今年3月に行った東大の法科大学院の学生さんに協力していただいた授業に関して、読売新聞のインターネット版に記事が載ったものに、2ちゃんねるというインターネット掲示板サイトに寄せられた匿名のコメントを載せております。黒猫さんという人は、「保護者遺棄致死罪の成立を認める余地があるでしょう」とか。あるいはz z zさんは、「しかも刑法の問題なんだから、厳密には無罪じゃなくて犯罪不成立でしょう」とか発言をされております。こうした御批判は法教育に関する教育的な観点からのものではなく、専門的観点からの御批判であると思います。

御批判はありがたくちょうだいいたします。しかし、私はこの手の御批判は法教育本来の筋とは違うと認識しております。私は教育者の立場から法教育を実践させていただいておりますので、教育的観点からの議論が重要であると思っています。法学部の学生さんの授業だったら、こうした観点で実践されればいいと思うんですけども、少なくとも小・中・高の法教育実践の目的は専門性の育成ではないと考えております。もちろん専門的な観点を全く無視するわけではありません。先の実践も弁護士の先生に事前に御目通しいただき、許可をいただいております。それ以上の細かい議論は少なくとも高校の法教育のレベルでは必要ないと考えます。

レジュメの1枚目に戻ります。

3つ目の項目ですけども、私の法教育実践履歴について述べます。私は、いかにも法教育をすごくやっていますという印象を委員の先生方に与えているかもしれませんが、たかだか8年ぐらいしか実践経験がなくて、日弁連の法教育委員会さんの方がずっと実践経験をお持ちです。私は実践を平成17年度から始めたんですが、表形式でレジュメの1ページ目から2ページ目に過去の実践の概要を載せました。

一言ずつ各年度の実践についてお話ししたいと思います。17年度はやろうと思いましたができませんでした。当時は実践例も少なく、このときは松江地検さんと連携して模擬裁判

をやろうとしたんですが、シナリオができずにこの年は頓挫しました。甘く考えておりました。18年度はやりましたが、実りは少なかったと思います。シナリオにモラルジレンマがありませんでした。ほとんど全てを私1人で準備し実践したので、教員同士の研修にもならなかったです。この年度の被告人が私がやり無罪の評決でした。19年度は地検の事務官さんに被告人をしていただきました。このときは有罪だったんです。ひげを1週間伸ばしてもらい、いわゆる悪人のイメージを作っていただきました。この年度の実践を終えて、ひょっとして生徒は外見で判断しているのではないかというふうに思うようになりました。

転勤しまして隠岐島前高校勤務になりました。町民は約2,500人しかいない離島の高校ですから、学校の生徒だけではなくて町民にも模擬裁判に参加していただきました。やはりこの年度の実践からも生徒は主観で評決しているのではないかということ強く思いました。次の年は法教育の実践を1年間休みました。決して実践をなまけようとしたのではなくて、ここまでは私の頭の中では法教育イコール裁判員養成という発想しかなかったんですが、このままでは進歩がないなと思ったからです。つまりシナリオを作ってそれに沿って有罪か無罪か判断する。あるいは、裁判員裁判のシステムはこういうものですよということを経験するだけでは根っこが変わらない。見た目が悪い人は有罪で、7・3にピシッと分けて、法廷でもシャツを着てネクタイを締めた人だったら無罪だという、もともとそういう資質しか持ち合わせない裁判員しかいないのであれば、いくら模擬裁判をやっても意味がないと考えたのです。もっと根っここのところを勝負しないと、公民科教員として駄目なんじゃないのかということ強く自問自答しました。この年に、たまたま県内他校でいわゆる法教育の研究授業がありました。その授業のテーマは「何で携帯電話を学校に持ち込んではいけないか」というものでした。「あ、これだな。」と思いました。こうした思考力を育む実践をやらないと、模擬裁判を通じた制度学習ばかりしていても駄目だなということに気がきました。

22年度は学習指導要領も告示され「法に関する教育の充実」の方針も打ち出されました。これを契機にこの年度は実践を拡充しようと考え、新学習指導要領に基づいて小・中・高校に配当された「法に関する教育の充実」に類する実践をこの年度に10時間かけて、高校2年生を対象に一連の実践として実施し、最後に総仕上げとして模擬裁判も実践しました。模擬裁判の評決の結果は、若干違ってきました。法教育とはこういうもんだなと、少し自分の中で端緒がつかめたような気がしました。

しかし、この22年度の実践もまた大きな課題が出ました。法教育と模擬裁判をどうリンクさせていくのか。それから、法教育をやるならば系統的な学習をやらないと、全然生徒の身には付かないということです。特にどう系統立てて学習していくのか。これが22年度の実践から得た大きな課題となりました。

23年度実践につきましては、1年生に高校の法教育の入口教材と私が考えております、「法と道徳の違い」、それから、2年生には11月のところで、今日、お越しになっております、今井先生のリーガルパークの御協力をいただきまして、模擬裁判を実践いたしました。この模擬裁判は介護疲れからの殺人という設定ですのでシナリオそのものがモラルジレンマをはらんでおります。いわゆる痴情のもつれで、浮気の発覚が怖いから奥さんを刺したというようなテーマではなくて、介護疲れからやむにやまれぬ殺人を起こしたしまったというところで、テーマ自体に意義がある。かねてから望んでいたモラルジレンマのある模擬裁判が実践できました。

ここまで、今まで行った私の実践を簡単に説明させていただきました。最近強く悩んでいますのが、別添資料3と4-1, 2に載せております事前・事後のアンケートをどのように改良したらよいかということです。アンケート法しか今のところ私は授業評価の手法を持ち合わせておりませんで、この中にも教育工学が御専門の先生がおられると思いますので、よければまたお知恵を拝借できたらありがたいのですが、このアンケートのフォームをなるべく毎年変えないようにしています。過年度比較をするために変えないようにしています。どのような手法でもよいですが、授業の質を客観的に管理していかないと、法教育というのは授業者の独善に陥る傾向があると思っています。現在全国で多くの実践がなされています。この協議会などに音頭をとっていただき、授業管理の手法や全国の基準となるアンケートのフォームを作っていただいて、全国の教員が法教育をやる前とやった後、数値で過年度比較や他校比較ができるようにしていくと、普及は一層進むと思います。これはすごく重要な観点だと思います。さらに既存の教科の授業と法教育の授業を同じ項目で比較ができるようにすると、講義型の授業と法教育でいかに生徒の評価が違ってくるかということは端緒に出てくると思います。

この結果を見ていけば、今まで導入に二の足、三の足を踏んでいるような全国の学校を説得するのに非常に大きな材料になってくると思っています。何となく法教育を実践し、何となく教員の実感として、「法教育はいいもんだ、すごい、生徒は喜んでいる」ということだけ言っているのではやはり説得力はないというふうに思います。ただし、誤解がないように言いますと、法教育の定義を最初に挙げましたように、自ら考えるということを法教育の入口にした場合、その基盤として知識が絶対に必要です。だから、法教育の実践のためにはいわゆる知識獲得を基盤とする授業というものも当然必要です。だけれどもそのプラス $\alpha$ 、さらに上に行くのがこの法教育の実践だというふうに思っています。

レジュメの2ページ目に戻ります。実践の※の上から2つ目です。去年、岡山の弁護士会とそれから教員の組合の全国大会で講演をさせていただきました。

ここでも感じたのですが、まだまだ法教育の認知度が低く、いずれの講演でも、特に法教育とは模擬裁判をすることや司法制度教育ではないということをお話ししたところで、多くの先生方がびっくりしておられました。

本年度、予定している実践について述べます。私は去年と同じことをやっていたら意味がないと思うので、1つはうちの学校で定常的な系統的な学習をしていこうということを考えています。具体的には、1年生の現代社会に、去年から盛り込んでいっている入口教材に類する実践を今年もやろうと思います。2年生はやはり模擬裁判、総合学習の時間を使ってやろうと思っています。

去年は模擬裁判はリーガルパークさんの、入口教材の実践は東大の法科大学院さんの御協力を仰ぎましたが、東京から来ていただくということは旅費の問題で長続きしませんので、島根県弁護士会さんと島根大学のロースクールに本年度は御協力をお願いしております。是非、法務省などに中心的役割を果たしていただき、法教育という観点からも法科大学院は存在価値があるぞということをPRしていただければ大変ありがたいなと思っております。

それから、夢チャレです。先ほどお配りした資料に記しておりますが、島根県では夏休みに、県内で参加を希望する高校2年生を対象に合宿をしています。ここまでであればどの県でもありふれた取組なんですけれども、島根県の場合はこの8月4日、合宿3日目の内容



がポイントです。そもそも学問とはいかなるものか、真理の探究を目指すというもので、この8月4日水曜日の午後1時から実施されるプログラムⅡというのが、法教育プログラムの実践に充てられております。夢チャレがを始めて3年目なんですけれども、3年間ともかかわらせていただき、今年も私が県の弁護士会の法教育委員会と組ませていただいて、やらせていただくことになっています。こうした取組を通じて、自校だけではなく県内胃の高校生に広く法教育プログラムを体験させることができ、また意義があると感じております。

今年は、「成人年齢は何歳がいいか」というテーマで、現在教材を島根県の弁護士会の法教育委員会の皆さんと策定中であります。生徒のプログラムに対する評価は非常に高いです。そして生徒の授業への食いつきが全然違います。希望して参加してくる生徒だけあり、基礎知識が多いので、議論の質が大変高い。いわゆる受験勉強に限らず、こういう知的好奇心を揺さぶる授業にも食いつく、そういうものを生徒は持っています。こうしたことを是非皆さんに知っていただきたいです。成績上位の子は受験勉強しか興味がないというのは嘘です。本物を提供すれば、本物の反応が返ってきます。

ちょっと古くて申し訳ないんですが、隠岐島前高校で小学校配当から高校配当までの内容をやったときのスライドをお見せします。まず生徒のアンケート結果を御示しします。満点は4点です。「よい」、「まあまあよい」、「あまりよくない」、「よくない」の4点です。

「普通」は作りませんでした。これで1ポイント以上、評価が事前と事後で上がるというのは相当頑張らないと無理なんですけれども、とても評価が高いです。4点満点で事前と事後で1ポイント上がってくる項目を挙げます。「法律やルールに興味関心を持った。」、「社会にそのルールがあるのかその意義が理解できる。」、「ルールが存在することが自己の幸福や社会の公正、平等につながる。」、「時事問題に興味を持っている。」

衝撃的だったのが、「3回目の授業を病欠で受けることができなくて残念だった」というコメントが記述されていたことです。言いにくいことですが、生徒はどうやって今日の授業を休もうかと考えることの方が多いです。そのような中でこういうコメントが出てくることが、自分で授業をしたんですけれども、ちょっと信じられなかったです。それほど法教育プログラムは生徒に強いインパクトを与えたと感じております。

再びスライドを御覧ください。この年の授業ですけれども、ある生徒が、恥ずかしながら、授業の最初、つまらないということで寝ていたんです。けれども授業中盤以降、起き上がって生き生きと授業に参加しているんです。これもびっくりしました。普段の知識注入型の授業ではなかなかこうはいきません。

去年の隠岐高校の実践に関するアンケートも持ってきております。94名中84名が法教育授業を継続してほしい。これは1年生のアンケートです。2年生は文系だけしかやっていませんけれども、42名中40名、是非次年度も模擬裁判をやってくれということです。ちなみに2年生には普段私は授業に行っておりません。1年生はこの3クラスのうち2つのクラスには授業に行っています。2年生について、私は評価をつけないですから、アンケートには何と書いても通信簿は変わらないんですけれども、高い評価をしてくれています。

レジュメに戻りますけれども、2ページ目、普及を目指してというところですが、ここから法教育普及の方策について述べます。

教材を開発しなければいけないということ。それから、教材を系統化していかなければいけないということ。これは急務だと思います。本当に私の勝手な印象ですけれども、現段階

で私が思うには、ルール必要性、法と道徳の違いみたいな授業、大学の授業でいけば「法哲学」、これが入口教材だろうと思います。そして次の段階が、どのようなルールがいいルールなのかという教材。これも多くの先生方の著書に載っています。7つの規則とか、8つのルールとかいう観点で載っていますけれども、あのルールづくりの視点の醸成が第2段階。それからいわゆるゲーム教材の作成が第3段階です。ルールづくりのゲームです。カラオケ店ができたけれども、営業時間はどうしましょうとか、ゴミ出しのルールはどういうふうに作りましょうかという教材、このタイプの教材は巷にあふれています。

それから、第4段階の教材です。時事問題を、今実際に起こっている問題をズバンと取り上げてやる。私の実践体験から推察すると、高校生の多くはこれを求めています。これが一番大事なところ。この教材作成はなかなか難しいです。この手の教材は、多分に現実的ですから政治的であったり宗教的であったりといろいろな現実社会の利害対立を含みます。ですから教材作成が難しいんですけど、ここの教材をどれだけ作れるかというのが個人的には、勝負だと思っています。

最終的には模擬裁判も法教育の重要な教材です。実際に裁判員裁判の制度学習もしなければいけないと思います。模擬裁判の場合は自由に尋問ができないと意味がないと思います。尋問のない模擬裁判はまずいと思います。同時にシナリオそのものにモラルジレンマがないとまずいと思います。ただ単に痴情のもつれの殺人ではやはり生徒は乗ってきません。

また、高校現場については、公民科の教員の採用の問題があります。これは別添資料5です。全国の教育委員会のホームページを過去10年間、個人的に勝手に見ながら、どの県がどのくらい採用しているか調べました。非公表の県もありますけれども、島根県だけではなくて募集される公民科の教員は非常に少ないのが現状です。一貫して募集してない県もあります。法教育の実践を考えたとき、公民科の教員は必要だと思います。

次に名称と方向性の混在です。ここには文科省の方もおられるんですが、文科省の学習指導要領では、「法に関する教育の充実」がうたわれました。他方で法務省や法曹は法教育という名称を使っております。現場で学習指導案を作るときに、「法教育」という単語を使うと、指導を受けます。「先生、学習指導要領どおりの言葉を使ってください」と。名称の問題は大同小異であると考えます。小異を捨てて大同に就かないとみんな仲間なんです。少なくとも今日ここにいる方々は。本質的議論をして、想いを共有していかないと。私も組織の人間ですから、上意下達で動かなければいけません。もちろん指導には従います。しかし、もっと法教育の本質に関する議論を喚起していかないといけないと思っております。もちろん他人に言う分、私も勉強しなければいけません。しかし、やはり重要なのは小異を捨てて大同に就くこと、ここの部分は是非今日参加された皆様をお願いをしたいところです。

我々教師の立場として反省しなければいけないのは、教育現場は閉鎖性が強いことです。外の方を現場に入れることを嫌がります。先ほどのように授業で子どもが寝ているような状況は恥ずかしい。こんなのを外部にお見せすることはできない。だから、外の人には呼べないということと言われる人がおられます。教育現場はこの点を反省しなければいけないと思います。法教育の実践を、私は呼びかけますけれども、県内でなかなか輪が広がらない。1つは私の仁徳のなさであると反省しておりますが、やはり閉鎖性にも起因していると感じております。

失礼ながら、法曹にもその傾向がうかがわれます。法テラスは法テラス。弁護士会は弁護

士会。検察は検察。地裁は地裁。タイアップした授業をやりたいということで皆さん一緒にお願ひできませんかとお願いすると、「弁護士会が来られるんだったら、今回ちょっとうちは」、「地検さんがおられるんだったら、うちはちょっと入れません」。具体的な話はちょっとできませんが、お願いしたときによく言われます。残念だなと思います。それぞれに熱い想いを持っておられるんだけど、なぜ一緒になれないかなということをしごく悔しく思っております。もちろん、そうした授業コーディネートができない自分自身の技量のなさも反省しております。

最後のページに行かせていただきます。法教育の課題・可能性について述べます。客観的な評価の確立については先ほど話をさせていただきました。アンケートでも何でもいいです。従前の科目と法教育との違い。授業の評価、管理についてしっかり方法を確立していかなければいけない。これが普及を推進する更なる方法だと思います。

次に「五方よし」の発想です。「三方よし」という近江商人の発想は有名ですが、私は、法教育は「五方よし」だと思います。生徒、教師、法曹、あとマスコミと受験産業です。下世話なことを言うなという御批判は甘んじて受けます。でも、目的のために手段を選んではいけません。きれい事だけで普及するんだったら、きれい事だけ私も言いますけれども、やっぱりマスコミと受験産業との連携は外せないです。

別添資料6、一橋の今年の前期の記述の問題を持ってこさせていただきました。これはまさに法教育のテーマです。細かい問題分析は今ここではしませんが、こんなものがしばしば出題されるようになれば、先ほどから言っているように、各県のいわゆる進学校、つまり法教育は受験に関係ないからやる必要はないと言っているような学校もおちおちしておれないというふうに思います。受験の問題がまさに法教育の教材になってくる。こういう視点を今後持ちながら普及を図らなければいけないと思っています。

喫緊の課題を4つほど、1つは法曹、特に法科大学院生の活用です。現在の法教育に関する実践はほとんどが法曹や法科大学院生の手弁当、ボランティアで成り立っています。ここが何とかできないかな。任官された後の法曹の方、特に弁護士さん、仕事がないというところがマスコミで取り上げられていますが、こうした方が法教育の指導主事、本来指導主事というのは教員しかなれない、教員免許状を持っている者しかなれないですけれども、こうした発想を改めることで法曹や法科大学院の学生が活躍できる場が創出できないかなと思います。

地方自治体では実際に法務の担当の公務員という形で、司法試験を合格された方の専用枠を設けて採用するところが非常に増えてきています。その発想が教育界にも導入できないかということです。

次に学校や県の枠を超えた実践。もう自分の学校の生徒だけよくなればいいのか、自分の県だけよくなればいいのか、そういう時代は終わっています。先駆的な実践者が全国的に普及を図っていく。実際外国では既にそうした取組を行っているところもあります。法教育という枠に限らず、優れた教育実践を積極的に推し進め、オールジャパンで世界に勝負をかけるなければいけないと思っております。

それから、対象の拡大についてです。法教育は小学校から大人までやらないと駄目です。私は高校の教員ですが高校の生徒だけやればいいのかと思っはけません。厚かましくも弁護士会さんのジュニアロースクールにお邪魔したりしています。もちろんボランティアですけれ

ども、小学生の授業をするのもすごく勉強になります。

さらに、次世代の育成。私は今年40歳になります。若いつもりです。だけれどもいつまでも自身がプレーヤーでは駄目だと思っています。自身がプロデューサーに変質し、プレーヤーを育てていかないと駄目です。私だけ一生懸命全身でやっても、普及しないなと思っています。普及する仕掛けを作って、他の人にやってもらう、この発想をどんどん持っていないと、自分が作って、自分でやるという発想ではじり貧だと思っています。

私が今考えているのは、イギリス等で実施されていますシチズンシップ教育を教科として日本で確立するという事です。これは学習指導要領の道德教育の充実の方向性ともマッチしています。法務省と文部科学省が本気で手を組み法教育が広く普及した暁には、シチズンシップ教育が日本でも確立されると確信しています。私が教員を退職するぐらいまでには教科として一本立ちさせたいという希望を持っています。

島根の隠岐の島から出てきて、大きなことを言うやつだと思われるかもしれませんが、私は本気で思っています。だから、無理をしてここに来ました。このことについては是非皆さんにお話をしたかったです。法教育はこれからの日本で絶対に求められる教育ツールとなります。もう日本は頭打ちなんです。著しい人口減少、それに伴う高齢社会の到来。大手企業の決算を見られたら、皆さんお分かりですよ。従前からのやり方でわが国は頭打ちなんです。新しい価値観を生み出す。そういう柔軟な発想を作る可能性をこの法教育の実践は含んでいます。その先鞭をつけるという意味で、今後も実践していかなければいけないと思っています。

委員の皆さんの前で、大変口はばつたいですが、教育とは、授業言い換えれば言霊による生徒これも言い換えれば未来の変革だと思っています。つまり子どもは未来だということです。未来を本気で変えない国は滅びます。つまり子どもの意識を変えないと法教育の意味はないと思っています。具体的にいうならば、私が授業をする前も、した後も、子どもが変わらないのだったらその実践は意味がないと思っています。もちろんそのためには自身もたゆまぬ自己変革、自己向上を目指す必要があります。「大人が変われば子どもが変わる。子どもが変われば未来が変わります。」懸賞論文の最後にも書かせていただきましたが、この信念は変わりません。御清聴ありがとうございました。

笠井座長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様からの御質問等をお願いできればと思います。どなたからでもよろしくお願いいいたします。

大杉委員 1つ質問したいんですけども、法教育の授業評価という視点でアンケートを作成されていますので、私はこの点に少し興味がありますので質問させてもらいたいと思います。事前と事後の評価で、子どもの変容を見るというのはオーソドックスな方法だと思うんですけども、その際に例えば事前と事後の5番と6番の調査項目ですけれども、通常は同じ質問項目についてその変化を見たいと思いますが、先生の場合は事後のほうに法教育は役立つという原因となるものを書いておられます。これはなぜかという質問なんです。やり方としては同じ項目の質問を行い、事後に何が一番大きな原因ですかという記述をさせるか、また選択肢の場合では、選ぶ際に先生の授業によるとか、友達の影響によるとか、そういったものを配置して原因を明らかにしていくという手法をとると思うのですけれども、同じ内容の質問項目にしなかったのはなぜかというのをお聞きしたいと思います。

武藤教諭 不勉強なもので気付きませんでした。アンケート調査の手法について大杉先生から御指摘いただいて、確かに同じ項目で比べるというのが普通だと思いました。私が項目の聞き方を事前・事後で変えている理由の1つは普通の現代社会の授業でも法律に関して学習するところで、同じようにアンケートを取っていきまして、いわゆる法教育の授業と科目現代社会で法に関する分野とでどう違うかというところを比較して出したいものですから、そうした意味で、アンケートにおける尋ね方を変えました。

樋口委員 先生の御実践ありがとうございます。拝聴させていただきました。素晴らしい実践で、本当に恐らく先生の授業、先生の高校の生徒さんは将来に向かって法というものの意義、また自分の生き方、在り方というところまで考えられるようになっていっているのではないかなと思っております。その上で、1つ質問なんですけれども、先生は公民科の先生ということで、公民の授業の中でやられていることだと思います。とりわけ新学習指導要領においても公民科については法に関する教育の充実ということであるわけなんですけど、例えば先生も最後におっしゃられていましたけれども、今後更に周知、それを広めていくというところで、例えば道德教育の充実との相乗ということを書かれておりますけれども、道德もそうですし、あるいは特別活動、総合的な学習の時間、こういう公民科の教員以外の先生方が関わるところです、そういうところへの法教育の広め方、何か先生なりの御実践なり、またお知恵を聞かせていただけたらなと思っております。

武藤教諭 ありふれた答えを返して大変恐縮ですが、先生方というのはどこの県でもそうでしょうけれども、真面目な方が多く、組織で活動をされます。ですから、一番いいのは各県の教育センターで「法に関する教育の充実」に類する講座を立てられて、そこから指導主事の先生が法に関する教育の充実を行うのは公民科の教員だけではないと指導されるのが効果的だと思います。新学習指導要領で今おっしゃられた特別活動、総合的な学習の時間も含めて道德教育の充実、それから法に関する教育の充実と打ち出されているので、例えばこんな授業実践があるよということを研修として具体的な実践例とともに広く紹介していかれたら、一般の先生方にも広まっていくと思います。

高校における公民科以外の実践例としては、国語科で現代文の文章を教材として実践されたものや、家庭科において「契約」をテーマとして実践されたものなどがあります。

ただ、法教育の主要部分については先ほども述べたように公民科が負う部分が大きいと思います。繰り返しになりますが教材を系統化した場合、ルールに関するものが第1段階、どのようなルールがよいのかというのが第2段階。架空の世界におけるルールづくりが第3段階・時事問題と解決方法の模索が第4段階。最終的に模擬裁判の実施という流れになると思います。その重要な第1段階や第2段階、大学の授業で言えば法哲学にあたる部分です。ここが一番大事な部分だなと思ってます。今までの経験の中で。これはやはり公民科の教員が体を張ってやらないといけない分野だというふうに思っています。そういう意味で、公民科の教員、あるいは公民科教育が充実してこない、他教科の実践も充実してこないというふうに考えています。

江口委員 今のような政策的な問題のほかに、資料6の規範倫理学と言われているけれども、これを法哲学という言葉に落とさないで、日常の先ほど言ったシチズンシップならシチズンシップの具体物に落とさないといけないという意味がないのであって、ここに出てくるカントだろうが、ミルだろうが、帰結主義だろうが、目的論であろうがそんなことは公民の先生としては

間違いなく伝えるべきだけれども、それを法教育、要するに子どもを変えようとする法教育としてどういう形で持っていったらいいのかということを経験で示してほしいし、現場で示してほしい。政策的には多分武藤先生のような40代の先生が公民を引っ張っていかないと引っ張れないわけですから、現にもういないわけだから。だから、それはもう徐々にそういう施策の位置に立つだけだけれども、それを何て言うかフォローするような斬り方みたいなものを少し今のうちに鍛えておいたほうが、直感としてはいいような気がして。ただ、難しい、本当に難しく、私はこの資料6なんかを自分の大学の授業の中で仮にやるとしたら、何と何をつないだらいいのかとか、どういう表現に変えたらいいのかというのは相当悩みながらやるだろうとそんな感じがしています。そういうアイデアを島根県弁護士会とか島根大学のロースクールのメンバーとかに聞いて作っていくのはきっといいだろうと。直感ですけど。意見ですけど。

井上委員 ものすごく面白かったです。僕自身、法教育の現場の方に、これで2度目で、法教育というものの自体どれだけ分かっているかよく分からないんですけども、ただ、実は僕は前半はコメントで、後半は質問なんですけれども、一度海士町で出前授業で行ったことがありまして、全校中学生60人ぐらいまとめて体育館で、一斉にワークをしていただきまして、君たちが感じている身近な課題をちょっと見つけようよと一緒に見つけて、チームになってどうやって解決しようか考えようということをしたら、ものすごい盛り上がり、彼らみんな考える能力があるんです。引っ越ししてきた友達としゃべれないヒロキ君という子を、今でも忘れないんですけども、どうやったらみんなと仲良くなれるか考えた出したチームがあって、先生がそれを隣で見ても、涙ぐんじゃって、この子たちはこんなことを考え始めるなんて、と。

言いたかったのは、本当に共感したということと、あとそのときに僕も思わずその場で彼らにメッセージとして伝えたのが、島だろうがどこだろうが、君たちのいる場所は世界の中心で、君たちの足元から確実に世の中は変わっていく。だから、ヒロキ君のような子が世界中に同じような子が100人どころか、200人どころか何千人、何万人といるから、ここで何かの方法を新しい方法を変えたり、世の中変えるんだと。

そういう意味で、本当は先生がおっしゃっていることと言うのは、ここから世の中を変える大事なことをされている。そういう意味で僕は大変感激しているということと、質問になってくるんですけども、その上で僕自信も自分がしてきたこと、ちょうど実は僕も40歳なんですけれども、この書かれているプレーヤーからプロデューサーというのがすごく重要だと思っていて、要は属人的な努力、自分のキャラでこなせることとそれだけではなく、いかに仕組みにして広げていくかということ、そうでないと絶対に殺されるじゃないですか。子どもたちは死ぬほどいるんで。ここをどうするかということで、是非2つお聞きしたいのが、1つは、ちょっと先ほどおっしゃっていたと思うんですけども、ほかの教員の方が教えるような同じような授業なりをされている他の教員への共有の仕方、まずは学校内で広げる工夫をされているのかというのが知りたいというのがもう1つです。

あとそれからもう1つが、仕組みにしていくという意味で、非常に重要だと思うんですけども、こういう様々な何年もかけられてやってきた努力というのを武藤先生が単独である程度やられてこられたのか、それとも生態系という言い方を僕はよくするんですけども、その人の周辺に何らかのバックアップをするような、他の教員であったり、PTAであった

りとか、教育委員会であったりとか、何らかの形である程度の面として動く動きがあったのか。若しくは、多分東京だったら、そういう先生を支援するNPOを作りやすい環境があると思うんです。人数が多いですし。興味を持つ、ある程度意識のある父兄の方もいると思います。そういう意味で、どういう他の教員や周辺の方の協力体制ということの努力をされてきたのか。また、こんなのがあったらな、そしたら自分のしていることをもっと再現できるというようなアイデアなどがあったら教えていただきたいんですけれども。

武藤教諭 まず、校内についてでございますけれども、校内は地歴科と公民科の先生は教科会も一緒ですし、実践するときは、授業は私がしますけれども、私一人では当然できませんから、学校でやるときは、同じ教科の先生が手伝ってくださいます。他の教科の先生は、見には来てくださいますけれども、なかなか広がりやが難しく苦戦しております。法教育の実践において人と人をつなぐということはすごく大事ななと思っています。校内で広がりやがどれぐらいあるかという御質問に対する回答はそのぐらいです。

それから、システムとして広げる努力をどのぐらいしているかということについては、少なくとも私が今まで勤務してきた学校、隠岐島前高校と松江北高校と今の隠岐高校では実践が継続されています。教材も残すようにしていますし、それから弁護士会さん、地検さん、地裁さん、担当者が変わってもちゃんと連絡を取ることができるようなシステムにしています。教材作成段階、専門的視点から御指導を仰ぐ必要性がありますので必ずいずれかの法曹の方と組み合わせてさせていただくようにしています。私が転勤しても法曹の方とつながっていれば、今までやった教材全部ファイルで残していれば、次にやらなければいけない先生の負担はそんなに大きくない形でできています。だからありがたいことに法教育の実践を勤務校に残すことができています。

ただ、県内全般の法教育の普及には苦戦しております。海のものとも山のものとも知れない、どれだけ教材研究に時間が必要か、弁護士さんなんか話すのも恐れ多い、近寄ったら何されるか、訴えられたらどうするんだ、というような学校現場の誤解が解けないで、苦戦をしているところです。隠岐高校では、かえって離島ということで皆さんフレンドリーで、特に先ほど、井上先生がおっしゃっておられました、海士町は元気でして、町自体がどんどん新しいものを取り入れていこうという気質があるので、本当に大人の方も含めて、法教育がやりやすかったです。

かえって都市部の方が警戒感が強い印象を受けます。検察官なんか呼んで訴えられたらどうするの、まずいじゃないみたいな。いや、そういうことじゃないですからと私は言いますが、なかなか理解が得られず、そここのところ正直苦戦をしているのが現状です。

井上委員 僕自身が社会企業NPO、ソーシャルビジネスという言い方をすると、そういうものがどうやって地域に展開をしていくかというのが専門の1つではあるんですけれども、それはともかくとして、多分もう法教育の分野ですと大分されているんじゃないかと想像しているのが、恐らくハード面とソフト面があって、こういうハードとしての仕組み化というのと教え方だったり、伝え方、授業で学生たちがどう反応したときに、どうしてちゃんと返していくか。引き受けて返すかという、いろいろな方法があると思うんですけれども、特に興味があるのが、ソフトの方です。どうやって教えるか、どうやって伝えるかという辺りが、何らかの形で、例えば想像なんですけど法曹界の方が急に来られても、そのハードは教えられてもソフトの部分、要は子どもたちのマインドセットが変わっていくという部分をどのように

していくのかというのは何か共有の仕方などをお持ちであるのかなと思ったんですけども、その辺はいかがですか。

武藤教諭 さっきのスライドでも述べましたが、新学習指導要領でも「生きる力」の醸成は重視されています。しかし、この認識をどれだけの教員が持っているかという点。普段の授業はいわゆる座学で講義形式、知識注入型であるケースがほとんどです。だけど今、「生きる力」の醸成は公民科だけに限らず、全教科に強く言われています。こうした力を育てるんだ、これが本当の教育だし、自分たちが伸びていくことだよ、ということを、普段の授業からどれだけ教員がみんなで共有できて、その意識に基づく授業ができているかということが重要だと思います。

私も年度初めに公民の授業をやる時は、法教育の実践を前提にただ知識の獲得を目指すわけではないこと、一人ひとりが思考し、新しい価値を創造することを意識しようということと呼びかけます。法教育の授業についてはいろいろな人が外からも参加・助力してくださるし、授業は先生だけがするものではないから、ということをお願いしていますので、少なくとも私が授業をしている生徒には法教育実践に関する違和感はほとんどありません。井上先生が明日私の授業に来ていただいても生徒はスタンディングオベーションでお迎えすると思います。本当に教師がどれだけこうした新しい授業のスタイルを理解しているかが分水嶺になると思います。ですから井上先生が今考えておられることは、全く違和感なく、学校現場で受け入れられなければいけないことであると私は共感しております。

井上委員 最後に1つだけ。これで終わりにします。多分、これがすごく重要で、これって原則書いてあるからと言って、できるわけじゃないじゃないですか。それをどういうシーンにどうするとか、という多分教員のトレーニングはすごく重要で、ちょうど僕は先々週にスタンフォード大学に行くことがあって、授業に招かれて行って来たついでに、いろいろな創造的学習、クリエイティブエデュケーションをしているところにインタビューをしてきて、いろいろ話を聞いたら、もう間違いなく共通しているのは、日本だとどうもプログラムのコンテンツ、教育内容に意識がいくんだけど、彼らが見ているのは完全に教員の方です。一番そこがレバレッジ、力点がきくので。

どうやって教員をそこを教育していくのかというプログラムが作れるかどうか、やはり一番重要で、そういう意味で言うと恐らく先ほどおっしゃっていたように、国語の教科にこの方法論がいくか、数学にいくか、英語にいくかというところが、多分法教育を通じてやろう、実現しようとしている教え方のプロセスの部分、だからそれが法でなくても他のテーマに変わっても、民主主義デモクラシー教育、シチズンシップ教育につながるようなやり方をこちらの方で提示ができると、本質的に法教育と同じことが他に飛んでいく、という話なのかなと思って、ちょっと詳しい話はいろいろあるんですけども、そういう意味でも何かこの部分を法を外しても、結果的に法教育となるような対話の仕方やケースの持っていく方、多分経済でもいいし、どんな話でもいいと思うんです。何かそこが法教育がいかに世の中に価値があるかということをや法教育から世の中に伝えていく何かパイプなのかなと思ってお聞きしました。

武藤教諭 先ほど御紹介した夢チャレの文系プログラムIというのがあるんです。今、ちょうどスタンフォードとおっしゃられましたけれども、スタンフォードで、もう亡くなられましたけれども、スティーブ・ジョブズさんが有名な演説をされています。文系プログラムIで



は教師に、この演説を教材に授業をなさいと要求します。若手の先生を中心に、チームを作り、教材を作ってください授業をしておられます。私は3年間関わらせていただいておりますけれども、この授業を経験すると教師は劇的に指導力が付きます。あれは本当にすごい教材なんです。法を外しても結果的に法教育と同じことができるような授業といわれたとき、真っ先にこの文系プログラムⅠの授業を思い浮かべます。あの演説でオリジナルの教材を作成し90分なり、120分なりで授業ができるかどうかで教師の技量は計られると私は思っています。

そういう教材を作り、教育センターなどで、特に若手教員の育成プログラムとして実施していけば、多くの先生方の指導力が向上していくのではないかと思います。その際、教材の題材はすごく大事です。こうした手法が私なりの個々の教師に力を付ける方法だと思っています。

すみません。お答えになったかどうか。かなり荒っぽい答えなんですけれども。

井上委員 ありがとうございます。

笠井座長 せっかくですから、まだ御質問いただければと思いますけれども。

神谷委員 先生が最初のころから、まず最初検察の方に連絡を取られていたと思うんですけれども、そしてその後弁護士会と、一生懸命先生の方から法曹の現場の方たちにアクセスをされていたんだろうと思うんですけれども、この8年間で、法律家の人たちが法教育に対して、関わり方として何か変化を感じていらっしゃるとしたら、それが何かというのを伺いたいですけれども。多分、法曹界も大分変わってきていると思うんですけれども、法律家の中でもやはり法教育は何だろうという方からものすごく熱心な方とまだ温度差があるのかなと思って見ているんですけれども、先生が熱心にやられてきた中で、周りにいた法律家の人たちがどう変わってきているかいないかというのを知りたいと思います。

武藤教諭 最初、地検さんが来られたんですよね。私は法曹にコネクションなんか全然ありませんでした。たまたま裁判員裁判の導入を直前にして、法曹各所からのPRが盛んで、当時私は県内有数の進学校に勤務していましたから、松江北高校がやってくだされれば県内他校も動くのではないかと期待されて。「先生、よろしくお願いします」と。私はそんな頭を下げられるようなものじゃないのですが。逆に私の方から「じゃあ、お願いします」ということで模擬裁判の実践を始めようとしたんです。でも、地検さんや地裁さんは公務員ということもあり、いろいろな制約が多く、授業連携が取りづらい部分がありました。

弁護士会さんは、制約が一番少なかったです。取組を始められたのも古いです。全国的に見ても、ノウハウもいっぱいお持ちです。発想も柔軟です。勤務時間を過ぎた後でも弁護士会の弁護士さんとは熱心に教材作りをさせていただくことが多かったです。地裁さんや地検さんは「本庁からこの教材が来ておりますので。」とか「これが今年度の新しい教材ですから、これで是非授業をしていただけませんか。」と来られるんですけれども、生徒は毎年違うんです。また学校によっても実態が違いますよ。そして、当然なのですが持ってこられる多くの教材が、法教育の中でも模擬裁判や、裁判員裁判の制度学習に特化したものが多いです。いかなる教材でもそのテーマは生徒実態に合ったものでなくてはならず、実施前にカスタマイジングが必要で、既成の教材をそのまま実施というわけにはいかないとは考えます。

だから先ほどソフトはある程度と井上先生がおっしゃいましたけれども、既成教材も幹の

部分は役に立ちますけれども、枝や葉の部分はこっちがちゃんと作り直さないと、既成の教材をそのまま生徒にやっただって生徒は絶対に興味を示しません。つまり授業だ、法教育なんてもう二度とやらないでということになります。

だから、教材のカスタマイジングのノウハウを先生方に、大変不遜ですけども、広めていかないといけない。ただ、最近は地裁さんや地検さんも発想が柔軟になってくれました。裁判員裁判教育一辺倒じゃいけないなという意識が強くなっています。話は変わりますが、特に法テラスの弁護士さんは熱心です。隠岐の島町では弁護士さんは2名しかおられません。だから法テラス所属の弁護士さんは、お忙しいのですが、本当に時間を割いてくださり、夜の8時や9時ぐらいから打合せをスタートして、11時や12時まで付き合ってくださいました。真剣にとことんまで語り合うようなことをして教材を作っています。そうじゃないとやはり本当の授業はできません。教科書に載っていない授業をするわけですから。本気で教材を作り、生徒と向かい合わないと、生徒も本気になりません。例えば、ある教材集に載っていた教材をそのままコピーして、これで今日は授業をやろう、なんていうものじゃないんですよ。そここのところの機微はもうこれは教師としてのプライドですけども、我々教師しか分からないです。ただ法解釈や法律的なポイントというのは、法曹の先生のお知恵を借りないとできませんから、やはり教師と法曹という両輪と一緒に走らないと法教育はうまくいかないです。

笠井座長 ありがとうございます。今日は、本当に大変充実した内容のお話を熱く語っていただきましてありがとうございます。この協議会としてもこれからきちんと受け止めて考えなければいけない貴重な御提言がたくさんあったのではないかと考えております。ありがとうございます。

武藤教諭 お時間をいただきましてありがとうございました。

笠井座長 それでは、続きまして今井先生からお話をいただきたいと思います。今井先生は、平成21年に一般社団法人リーガルパークを設立して、代表理事となられまして、法教育に関する取組をされておられます。リーガルパークでは昨年5月に東京都23区内の小・中学校及び全国の単位弁護士会に対して法教育の実践に関する調査を実施したと伺っております。この後の議題にもなりますけれども、本協議会でも本年度から実情調査を行うことを予定しておりますので、それに関しても参考になるお話が伺えるものと思っております。

では、今井先生、よろしく願います。

今井代表理事 ただいま御紹介いただきました今井でございます。

推進協議会の皆様、本当に今日はありがとうございます。國學院大學法科大学院で弁護士をしております今井と申します。リーガルパークの代表をしております。今日はこういう貴重な場をいただきまして本当にありがとうございます。一般社団法人リーガルパークの代表理事の立場といたしまして、先ほど御紹介ありましたように、学校現場、弁護士会に対する法教育の取組に関する実情調査をいたしましたので、それを報告させていただきたいと思っております。よろしく願います。

最初に簡単ではございますが、私の経歴とリーガルパークについて簡単に御説明させていただきます。私は、昭和61年に司法試験に合格いたしまして、2年半LEC東京リーガルマインドというところで専任講師をさせていただきました。当時ほとんどの司法試験合格者が直ちに司法修習生になる中で、極めて異例な存在だったわけなんです、その

当時の講師名は「早川裕司（ハヤカワユウジ）」という名前で受験界に残ることになりました。当時はまだ「伊藤塾」の伊藤真（イトウマコト）さんがLECにいらっしゃった時代で、一緒に後進の指導に当たっておりました。平成元年に司法修習、43期になりますが、新庁舎ができました平成3年4月に検察官に任官いたしまして、東京地方検察庁で新任をいたしました。その後、岡山地方検察庁に異動、そして平成7年に東京地方検察庁に戻ってまいりました。その年は、皆様も御存じのとおり、昨今ニュースでも久しぶりに話題になっております地下鉄サリン事件が起きた年でございます。私も例外なくオウムの捜査、公判に投入されたということでございます。その後、横浜地方検察庁を経まして、平成9年に弁護士登録をいたしました。所属弁護士会は東京弁護士会でございます。勤務弁護士を十数年いたしまして、昨年1月に東京渋谷区の恵比寿で弁護士法人東京開智法律事務所を開設いたしました。弁護士は私を入れまして6人いるんですが、ほとんどが國學院大學の修了生です。國學院大學法科大学院と言いますと下位校でございます、なかなか就職がないということで引き受けているということでございます。

他方、今申し上げましたとおり、ロースクール制度が始まった2006年から國學院大學法科大学院で教鞭をとっておりまして、検察官上がりですから、専門は刑事訴訟法の実務とそれから刑事訴訟法を教えております。その傍らでなぜ法教育かということなんですが、私がLECで教えていたころから、漠然とした感覚であったのですが、法とか法律といったものをなぜ小学校、中学校、高校で教えていないのだろうかという非常に漠然とした疑問がありました。例えば大学で勉強する化学、物理、あるいは国文学などというものはみんな小学校から、中・高とずっとつながっているんです。ところが、法律だけはない。小学校、中学校、高校までで例えば憲法の基本三原則みたいなものだけを教えて、大学に来るといきなり分厚い教科書を渡される。これではもう法律からみんな遠ざかっていくのは当たり前ではないかというのが非常に素朴な疑問として思っていました。法、あるいは法律の分野も初等教育からとか連綿としてつながっている何かが必要だろうという漠然とした思いを持っていました。

これも私なりの解釈ですが、法は大変危ないと言いますか、大切なもので、危険なものだから女、子供には触らせないぞというような、変な言い方ですが、法律家が法律事務を独占していました。その結果、私たちはギルド的な存在になっていき、結果、価格が上がって質が落ちていくという、そういう社会現象があるのではないかと思います。法は法律家だけが独占するものではないという漠然とした思いがあって小学校、中学校から何とか法律的なものを教えたい、私の父親はもう亡くなっているんですが、実は小学校の校長だったものですからいろいろな伝手を当たって、学校現場に勝手に教えさせてくれということで出向いたのが初めてでございました。

最初はやはり高校での職業紹介、あるいは大学の他の一般学部での法律の制度教育みたいなものから始まったわけなんです、國學院大學で教鞭をとり始めましてから、やや本格的に取組を始めまして、小学校、中学校にモラルジレンマの事例を持って行って、ディベート形式で授業をやり始めました。私の学生のロースクール生を伴って学校に行きましたが、先ほど武藤先生の御発表にもありましたけれども、そのときはまだロースクール生が法教育をやるという観点ではなくて、その当時は私がやる法教育をサポートしてもらうという形で法科大学院生を連れていき法教育授業を始めました。

このような形で思いつきから学校現場に行くようになったものですから、その当時、恥ずかしながら法教育推進協議会というものが立ち上がっていることは全く知りませんでした。また「法教育」という言葉が出来上がっていることも実は知らなかったんです。委員の先生方の素晴らしい研究の報告があることも全く知らないで、とにかくただ自分で行って動いていたわけですが、今から3年ぐらい前に東京弁護士会にも法教育委員会があるということを知りまして、あっとびっくりしまして、だったら法教育委員会に入りたいと言いましたら、みんな若手の先生ばかりで、僕みたいに50歳を過ぎた弁護士は誰もいないものですから、頭を下げて特別に法教育委員会に入れさせていただきました。なかなか馴染めない部分もあったりしたんですけれども、そうは言いますが、サマースクールで模擬裁判とか、あるいは法廷傍聴の同伴、それから出張授業の参加など協役ですけれども弁護士会の法教育委員会として活動もサポートさせてもらいました。ただ、そんな中で先ほども話があったんですが、やはり弁護士会という枠、東京弁護士会という枠、検察官、検察庁、裁判所という枠を超えた、セクショナリズムを超えた活動がどうしてもできないというジレンマに陥りまして、そこでより機動性のある、あるいは組織を超えた躍動的な活動ができるとの思いで、平成10年11月に一般社団法人リーガルパークを設立いたしました。

私どもの活動は、法教育授業に特化した活動をしておりまして、関連イベントやシンポジウムの参加、勉強会など開催しております。それから、小・中・高校への出張授業や模擬裁判の実施、この模擬裁判に関しましては、先ほど武藤先生から御紹介がありましたけれども、私の方からお願いしまして隠岐の島に押しかけて模擬裁判をやらせていただいた次第でございます。

そのほか、私どもリーガルパークとしては、やはり大人に対する法教育も考えておりまして、医師の医療過誤についてのセミナーに出向いて講演したり、あるいは総務省の消防大学校で、安全配慮義務に関する授業を委託されてやったり、それから今ちょっと仕掛けているのが、弁護士上の仕事で、ある都内の大きなマンションの管理組合の事件を担当しているのですが、350世帯あるんですけれども、その管理組合で模擬裁判員裁判をやってみないかと仕掛けてみたりしています。それから公立の小学校でいじめについての授業をこの間やってまいりました。いじめがいけないことは誰もが分かっていることなので、そのような問かけはせずに、なぜいじめが起きるのか、どうして人は人をいじめるのだろう、ということをお小生に問かけ、一緒に議論するという、私自身も非常にためになった授業をやってきました。このような活動をさせていただいております。

さて、前置きが少し長くなってしまいましたが、このような活動を始めるに当たりまして、主として法曹関係者と教育関係者とが十分な意思疎通、連携が取られているのかどうなのか、その実情調査。それから法教育を実施するとして、ことに弁護士、あるいは検察官、裁判官を招聘する際などに、発生する費用はどうしているのか、こういった問題について調査することにいたしました。それで、全国の単位弁護士会とそれから東京都内のすべての私立小・中・高校、23区内の公立小・中学校を対象にアンケートを実施しましたので、その結果について、お手元に配付させていただいておりますものと合わせてパワーポイントで説明させていただきたいと思っております。

先ほども申し上げましたが、恐らくこれは一般社団法人と言いますか、民間団体でないとできなかったアンケートだと思っています。単位弁護士会がこのようなことをやったら恐ら

く大変なことになると、何が大変なのかはよく分かりませんが、問う内容はもとより、単位弁護士会が各単位弁護士会や学校一般にアンケートを出すということそれ自体が恐らくタブーとされるか、問題視されるのではないかなというところがありまして、私としてはそういう意味も含めて、一般社団法人を立ち上げた次第でございます。

今日、お手元に配付させていただいている資料2ですが、これは私どもの情報誌、「虹本」シリーズの抜刷りでございまして、このうち重要とされるものについて、パワーポイントで御説明させていただいた上で、私なりに考えた感想、そして法教育のあるべき姿についての考えを若干述べさせていただければと思っています。

まず、学校に対するアンケートですが、ここに書いてありますように昨年3月に送付いたしました、東京都内1,474校にアンケートを配布したんですが、61校、4%か5%返ってきました。この数字を多く見るか少なく見るかなんですが、僕は多いなというふうに思いました。返信用の封筒の切手を貼ってなかったんですけども、61校から返ってきてるので、すごくよかったなと思っています。中身ですが、法教育授業の実施の対策を既に講じているかどうかでは、「はい」が17校で、大体4分の1が講じています。けれども、4分の3が講じてない。その「講じていない理由は何ですか」ということを聞きました。「法教育の意義がよくわからない」、「法教育を担う人材がない」、「法曹関係者の協力が得られない」、「財政的基盤がない」というのがあるんですが、一番これがすごいなと思ったのが、3番目です。「通常の授業の中で足りているので、対策を講じる必要がない」という、この回答が20あったことが、法教育をまだやっていないという学校側の認識だということに驚いたと言いますか、こういう結果が出ました。

そしてさらに、今対策を講じていない小・中学校に対する「今後対策を講じることを検討しますか」という問いかけに、「今後も予定はない」というのが4分の1、あとは大多数が「関係機関の指導に従う」というような回答をしているところが、非常に興味深い形になっております。一方、2-2は「法曹関係者との連携ないし協力依頼をしていますか」というこの質問は、既に法教育を実施しているという学校に対しての質問ですけども、やはり武藤先生の御報告にもございましたが、弁護士会に頼むところが非常に多い。それでも、法務省、裁判所、それから保護司さんとか、都内の法律事務所をお願いしている学校もありました。「いいえ」というのは、自分たちのところでやっているということだと思います。

法教育授業実施について、「法曹関係者の連携ないし協力は必要だと思いますか」という問いに対しては、さすがに「必要はない」と言ったところはゼロだったので、これはちょっとほっとしたところですが、この結果でもお分かりだと思いますが、法曹関係者が主体となって授業を担ってほしいというのがかなり少ないです。6校です。あとは主体は教員。しかも教員で賄えるので、ときどきアドバイスしてもらっただけでいいという回答でした。これをどういうふうに評価していくかというのは後ほどちょっとお話しさせていただきたいと思っています。

それから、費用の問題についても質問してみました。「法曹関係者との連携体制ないし協力体制を持つとき、費用が発生するとしたら、その費用を貴校で負担できますか」という質問に対しては、「できない」というのが41校。それでも「連携を求めていきたい」というのが13校。この見方もどう評価するかなんですが、私としてはお金が発生しても求めていきたいというのが全体の3分の1あったというのは、これはかなり評価できると言いますか、

やはりそれなりの法教育に対する必要性、緊急性を感じていらっしゃるのではないかと思います。

例えば、「弁護士の派遣授業1コマ当たりについて幾らぐらい負担できますか」という質問に対しては、3,000から5,000円ぐらいが一番多かったんですが、私立の中学校では「3万円」というところもあります。

次に弁護士会に対するアンケートですが、これは一昨年の12月末に発送いたしました。55の弁護士会、これは単位弁護士会プラス関弁連さん、日弁連さん等にも出しました。20の弁護士会から回答率は36%ですが、これも私も驚きで、かなりいい回答率だっているところですが、それについて御報告させていただきます。

弁護士会に、「法教育活動に特化した委員会がありますか」ということに対しては、3分の2ほどが「特化したところがある」ということで、法教育活動の具体的な対応としては、まずやはり裁判傍聴というのがかなり多いです。それから、特殊な場所、例えば法廷、裁判所とか検察庁が用意してある特別な法廷等に呼んで模擬裁判をやっているところもございました。民事裁判も小学校、中学校でオファーがあってやっているところがあるということです。

学校への出張授業の形態としてお聞きしたところ、法律家の職業紹介的なものがすごく多くて、高校生になると更に職業紹介の率が高くなってくる。やはり進路の問題があるのかもしれないけれども、出張授業としてはこんな活動をしています。

ここからですが、「貴会で行う法教育活動は有料ですか、無料ですか」という質問に対しまして、「すべて無料である、実費も含めて無料」というところがほとんどです。そのほかに、「交通費等の実費は請求するが、日当等に相当する対価はもらっていない」というところが1つ。それから、「実費以外に費用も請求している」という弁護士会が1つありました。そうしますと、法教育授業を担当した弁護士への報酬はどうするんだということになりますが、弁護士会が学校からオファーをいただいて、出張授業をやっているときに、弁護士会が担当弁護士にお金を払っているかどうかの質問をしたところ、無報酬というところはなかったです。弁護士会がお願いをして、学校に行ったりしている以上は、お金はやはり出しているんです。少なくとも実費を払っている。また報酬も出しているところもある。そうすると、その費用、原資はどこなんだということになりますが、今、申し上げましたように学校側に請求していることはないわけですから、弁護士会の中で特別な予算を組むか、あるいはどこから引っ張ってきて出している。こういうような実態が分かったわけでございます。

以上、簡単にアンケート結果を御報告させていただきました。私がこのようにアンケートを行ったことで、痛感したことが、法律家と教育現場の真の意味での情報交換、連携の必要性でした。私自身法科大学院でも教鞭をとっておりますが、小学校・中学校などに授業に行くと子どもたちの目が本当キラキラしていて、だからすごく楽しいんです。大学に行くと、何でお前たちは死んだ魚のような目をしているんだと。実は私たち大人が魚の目にしてしまっているんだと思いますが。これは先ほどの武藤先生の御報告にもありましたけれども、実は法教育をやっている自分が楽しかっただけだったのではないかと。私はこれまでそれに気が付かなかったんです。先ほど、場当たりに思いつきでいろいろな現場に行っていたときに、私自身は弁護士として本当に教育現場にこれだけ貢献しているんだぞと思っていたんですが、全くそれは自己満足だったということはこのアンケートを見て知ったわけなんです。

時間の関係で御紹介できなかつたんですが、あとで皆さんお手元に配ってある資料の自由記載のところなども見ていただきたいと思いますので、特に、学校アンケートのほうの18ページになります。一番最後ですけれども、ここだけ紹介させていただきたいと思います。「法曹関係者の方が生徒に学ばせたいことと教員が生徒に学ばせたいと考える内容に多少の差異がある場合があります。教員が法というものに理解を深める必要があると同時に、法曹関係者が学校教育にかかわろうと積極的に考えていただければ、学校教育とはどのようなものであるか、生徒の現状などについて理解を深めていただく必要があると思います」という、このような赤裸々な意見をいただいております。

これは実は私がゲリラ的に行った学校のアンケート結果だったものですから、非常に衝撃を受けまして、私としてはすごくいいことをやっていると思っていましたので、こういうアンケートが来たものですから、いかに私が自己満足でやっていたのかなということが分かったわけでございます。法教育はとても楽しいのですが、やる側が楽しい、エンジョイしては駄目だと思います。受ける側が楽しい、インタレストでなければ法教育として意味がないということを実感いたしました。

先日の日曜日のシンポジウム（注：平成24年6月17日（日）に行われたシンポジウム「新学習指導要領における「法教育」のあり方を問う」）に、ここにいらっしゃいます大杉先生の御発表にもございましたが、法曹関係者と教育関係者の認識の違い、ギャップ、ここがどこにあるのかなということについて私自身もここ1年間活動してきて思ったのが、学習指導要領の扱いが全く法律関係者と現場の先生方とで違うということです。私たち法律家は、「学習指導要領はさておいて、こういう授業をやりましょう」と言うんですが、それは学校の先生方には全く受け入れてもらえません。逆に、学習指導要領に則ってでない、学校現場は受け入れてもらえないという、それはいいか、悪いか分かりませんが、それだけ学習指導要領に対する捉え方が全く違っているということが分かりました。

私自身も1年間こういう形で活動してきましたので、最後に、リーガルパークは今後どういうふうな方向で活動していこうかなと、弁護士会、それから武藤先生のような学校の現場の方々と決して反発するつもりはなくて、私たちが独自に動けるものは動きましょうという形での活動の指針について報告させていただきたいと思います。実際のところまだはっきりしているわけではないんですが、目標を標語的に表しますと、「私民から市民へ」ということになります。つまり他に依存しない自立した個人をつくるというのはこれは大前提でありまして、それだけではなくてアイデンティティを確立した、自立性ある個人が更に主体的かつ積極的に責任を持って社会に参画していくための教育、それは小学校、中学校だけに限らず、大人も大学生も法科大学院生も含めてやっていくべきであり、これを目指そうということを目標として、標語的に表させていただきました。

そして、当面の活動指針と言いますか、方針といたしましては、1つはやはり法教育の担い手の人材の養成。それから、財政基盤をいかにして確立させていくかということについていろいろな調査をし、提言していきたいなと思っております。まず、1つ目の人材養成の件ですが、これは皆さん異論はないと思いますが、法律的な素養とそれから教育的な理論、そういったものを合わせ持つ人が法教育をやるべきだということは、これに異論がある人はないと思っております。そういう存在をつくり上げるのはどちらからスタートしたらいいのかという問題があるものですから、なかなかうまくいってないのかなというところがありま

すが、実は私どもリーガルパークが、何でこんなことをやるんだということで、かなり弁護士会の中で物議をかましたのですが、昨年末に試験的に「法教育検定」というものをやりました。法律問題と教育問題を融合した検定問題を始めました。80名ぐらいの人に受けていただきました。独占するつもりは全然ありません。いろいろな形で発展していけばいいなと思っております、そのアンケートも今まとめているところでございます。

それから、法律家である私たちこそが学校現場に入っていくべきだということ、そういう考え方から誠に私事で恐縮ですが、昨年50歳を過ぎましてから、玉川大学の通信教育部の教育学科に入学いたしまして、今、教育原論とか教育学とか児童心理とかを一生懸命勉強しており、期末試験も受けております。社会科の免許を取得するために、勉強しておりますが、先ほど申しあげました学習指導要領の捉え方がこんなに違うんだというのは、その授業を受けて思ったことで、私も学習指導要領の解説というのを持っているんですが、はっきり言ってきれい、ピカピカです。ところが、現場の教員さんはボロボロにするまで使っています。いわば私たちが受験時代に六法がボロボロになるぐらいに読んでいるみたいな、そんな感じぐらい差があることに私自身が教育現場の大学生になって初めて分かったことでございます。

さらに先ほどのアンケート結果にも表れていますように、法教育をやってほしいという学校現場はすごく増えています。今でさえ人材不足が本当にあるわけで、今後更に法教育をこのような形で広げていくことによって深刻な人材不足が必ず来るわけです。そこでリーガルパーク、あるいは國學院大學、私が今考えているのは、法科大学院生による法教育授業の実施です。法科大学院生、あるいは修了生を法教育授業の担い手として置いておくことができなにかどうかということの研究を始めました。実際、今年3月に都内の公立中学校の協力をいただきまして、國學院大學法科大学院の学生が法教育授業を行いました。その様子につきましては、法学セミナーの7月号に私が論考として寄せておりますので、是非御覧いただきたいと思えます。

簡単に言いますと、法科大学院生は、法律的な立場、それから教育的な立場、両方とも習得できる素晴らしい存在ではなかろうかということです。私が学校現場に行くと学校の先生方はすごく遠慮されるんです。弁護士が来る、検察官が来る。言いたいことがあってもなかなか言えない。それも実は最初は気が付きませんでした。私が生徒たちを学校に連れていったときに、学校現場の先生たちが法科大学院生にいろいろと指導をしているのを脇で見ているときに、そうだったのかと気が付いたことがありました。つまり、学校現場はやはり弁護士ということに対して、かなり遠慮があつてなかなか口を出せない。協力いただいた学校の先生に、法科大学院生はどういうふうに見えるんですかと聞いたら、教育実習生にしか見ないと。だからガンガンととにかく教育的なものを教え込める。かたやロースクールで法律的なことを教え込めるので、もしかすると法科大学院生というのは教育と法律をつなぐ1つの大きなツールになるのかもしれない、というのが私の考えでございます。

実は、國學院大學では、既にリーガルクリニックということを経験済みで、臨床法学教育を単位として授業をやっているんですが、そのもう1つの柱として、法科大学院生における法教育授業を単位認定できるように持っていけないかどうかを今研究しているところでございます。うまくすればそれをカリキュラムとして持っていきたいなと思っております、もちろんこれは文科省さんの認可がないと通らない部分ですので、委員の先生方にも是非協力をお願いし



たいと思います。

できるかどうかも含めて検討中ですが、ただ臨床法学教育の一環であったことは、これは間違いないです。リーガルクリニックとは、法科大学院生、学生が学校の先生と一緒に犯罪から子どもたちを守るということで、学校現場に入っていたストリートローと同じ根っこを持っているので、これは理屈的にも行けるはずだと思っています。簡単に言いますと、これもすごく大きなことで誠に恐縮ですけれども、私が言うことではないのかもしれませんが、法科大学院に「法教育教職課程」を創設したいというのが私の最終的な野望みたいなものでございます。

それから、2つ目の財政基盤ですが、これも先ほどのアンケート結果にあります。ほとんどが無報酬でボランティアベースです。もともとストリートローも無報酬としてやってきたわけですが、これだけ我が国で法教育の重要性が高まりを見せている現在、もはやボランティアベースでは無理だと私は思っています。弁護士会のアンケートの自由記載欄にもかなりそういうものが書いてあります。ボランティアは、やはり私もそうでしたが、ときにおごりを生み、そして自己満足に陥ることを私たちは経験的に経験しているわけです。やはりお金をもらうことによって、それなりの責任と自覚をもって当たれるという側面もあるかと思えます。現段階では、弁護士会などは私どもが単発でイベント的に出張授業をやったり、模擬裁判をやったりしている。確かに今の過渡的な段階ではいいとは思いますが、やはり長い目で見たときにはイベントでは駄目で、学校教育全体の中で横断的、縦断的に学習指導計画をしっかりと立て、そして法教育をやっていく必要があると思います。それが総合学習なのか社会なのか国語なのか別としましても、きっちりそういったものやっていくためには、やはり人的、物的な環境整備がどうしても必要だと思います。そのためには財政基盤を絶対に確保していかなければいけない。これはもう学校、弁護士会、それを越えた国家的な話で、国家レベルの制度設計になろうと思いますが、私たちは来るべきそのときが来ることを期待して、今からできる限り多くの現場の声を聞き、そして意見交換をしていくための団体にいたいと思っている次第でございます。

以上、リーガルパークと言いますか、私の考えを述べさせていただきました。今、私が申し上げたことがいいのかどうなのかも本当のところ分かりません。これからもじっくりと皆様と様々な人たちと議論して検証していきたいと思っております。御清聴ありがとうございました。

笠井座長 それでは、委員の皆様方の御質問をお願いいたします。

古屋委員 貴重な御報告と御提言をありがとうございました。東京都教育委員会としましては、大変厳しい課題をたくさんちょうだいしたと思っております。私どもでは平成23年3月に作成したカリキュラムに基づいて、より一層の充実を図っているところです。今回、御提示いただきましたアンケート調査の結果を十分活かしていきたいと思っております。

学校においては、〇〇教育というのが山のようにあるんですね。その中で、法に関する教育というものの重要性をこれから更に伝えながら充実をしていくということが課題かと思っております。どうもありがとうございました。

それから、学校における学習指導要領の捉え方、先生方との違いというのは、ただ教員である以上は学習指導要領に基づいた指導を行うということは、当然のことですけれども、それほど私はガチガチではないのではないかなと思っております。今後、連携が深まる

ことによって、より一層お互いの理解が深まり、よりよい教育が進められると思っています。

私は、区教育委員会の方におりましたけれども、予算面からしますと、それぞれの地教委で1回当たり1万円程度の予算を確保しているところもあります。やはりそういう予算に基づき謝金をお支払いする中で来ていただいて、やっていくということが本来の形ではないかなと思っています。

また、教員の意識を変えるということも私どもとしては、これから考えていきたいと思えます。どうしても教員は主導権を握りたくて、授業は自分たちのものだから、自分たちが作り上げるんだ、そのために協力をせよ、みたいな部分も一部にはあるとは思いますが。よりよい授業をどうやったら作り上げられるのか、どういう教育を推進していくかということが重要でございますので、そういった視点で相互の連携を深めていただけたらと思います。今後ともよろしく願いいたします。

今井代表理事 先ほどちょっと御報告させてもらった中で、学校関係者が法曹関係者と協力を取らなくてもいいという考え方がかなり多かったのは私も衝撃的でした。そこで弁護士会のアンケート結果と照合して分析してみたんですけども、1つの現象として学習指導要領が変わって、法を充実した授業をやりなさいということで、ボンと教育現場に投げられてしまった。しかし、教育現場は法のことはよく分からないので何をやっていいか分からない、ということで、弁護士会とかに丸投げするという状態が、当初あったように思います。ところが、弁護士会、法律家に丸投げして、法律家が学校に入ってきたら、ちょっと待てよと、これはちょっと違うぞという幹事になった。言葉は悪いんですけども、先ほど言いましたけれども、弁護士とか法律家が学校に行って楽しんで帰ってくる。イベント的に行って、例えば、弁護士会が簡単に「法律というのは時と時代は場所によって、変えることができるんだよ。」などと一言言うだけで、次の日から子どもたちが校則なんて自分たちで決めてないんだから、破ってもいいんだということを平気で言い出す。それに対して何のフォローもないんですよ、ということをお話されたことがあるんですね。ですから、法律家にとって当たり前、そういうふうに自由な、あるいは自分たちで社会をつくっていくんだぞという考えが、教育現場における秩序とのバランスの中で、とれなくなるような感じに思われ、教育現場を法律家が荒らすんじゃないかなという危惧感を持って、あまり法律家を現場に入れたくないという傾向が若干見えているんです。ですから、法教育の重要性は分かっているけど、法律の専門家に任せては駄目じゃないかな、かえって駄目になってしまうんじゃないかとの危機感の中で、先ほどの結果があるんじゃないかなと。通常の授業の中で賄えているのでいいというふうに回答していたところも、決して法教育が重要じゃないと言っているわけではないように思いました。その点だけ、分析結果として御報告させていただきます。

小野寺委員 お話を伺っていて、今の御発言の中に関わるのかもしれないんですけども、法律家としての立場から関わっていく。一方で学校の先生方からすると、何か違うんじゃないかという思いがあると、更に我々法律家が出ていったときには、自己満足というか、そこが十分に理解できてないんじゃないかという御指摘があったかと思って、非常になるほどなと思ってお伺いしていたんです。

先ほど武藤先生からのお話にあったように、徹底的にアフター5まで含めて話を尽くして、そうすると多分すごく分かり合えていいものができていくというのが1つの形だというふうにちょっと思ったんですけども、それはそうなんだろうと思いますが、それとまた違っ

た視点から先生の方で、学校の先生としての勉強もされているというお話もございまして、私ども法律家の立場から見たときに、あるいは立場から関わると思ったときに、どういうところに注意して、あるいは念頭に置いて関わっていったらいいのだろうか、これはどっちかと個々人の法律家が関わっていく際に、どういう思いを持っていったらいいのだろうかということなのかもしれませんが、その辺、何かお気付きの点があれば教えていただければと思うんですが。

今井代表理事 制度的なものとか運用的なものということよりは我々の意識の問題のところになるのかもしれませんが、1つは、私も教育学部の学生なものですから、学校現場のことについてもいろいろ学びました。例えば成績評価の通知表1つ作るにも時間をかけて、上に決裁をもらって、鉛筆で書いて、消しゴムで消したり、いろいろして、すごい時間をかけているということが分かりました。先生方ははっきり言って弁護士なんかよりもすごく忙しいんじゃないかなというふうに思ったのは実感です。

ところが、学校の先生方がこんなに忙しいということはあまり認識していないものですから、弁護士の都合でとにかく打ち合わせをしたい、あれをしたいというところが多くて、それで十分に連携が取れていない。それでアンケート結果にも、17ページの公立中学校の真ん中辺りですが、「相互連絡が取りづらいと思いました。本校で昨年度実施したときには、私は午後6時前後まで時間に余裕がなく、その後弁護士会に電話をしても勤務外ということで連絡がつかなかったことが多くありました。」という回答がありますように、お互いの置かれている立場、忙しさの度合い、そういったものに対する配慮は、我々法律家はやはりもう少し考えて、連絡を密にとれる方向をこちらの意識として持っていくべきだろうなと思っております。

武藤先生がおっしゃったように、朝方までとにかく飲み明かして何かをつくっていくということは現実問題として不可能ですので、もちろんそれに代わる何らかの制度的なものが本当は必要なかもしれませんが、まずは意識としてそういったところから入っていくべきだろうと感じております。

江口委員 今井先生は教鞭をとっている稀有な弁護士なので、ちょっとイレギュラーなのかもしれませんが、法教育の担い手は教員がやるべきだというのが日弁連を初めとする大体の方向なんですけれども、今井先生はそのうちの一部の要素を法律専門家、ないしは法学のグループが強力な形で支援していく行動がとれないかという提案なんですよね。そのときに人的資源、財政的な資源とか、いろいろな制度の支援ですよね。ですから、それをどこが考えて、どういう形で政策形成していくのがいいのかというのを是非、一晩中飲みながら議論されて、その次のグループとして形をつくるというときに、本当に免許を持ちながら弁護士さんをやっている先生もいらっしゃるわけですから、そういう状況の中で国民、市民との関係を是非つくってください。何がいいかは分かりませんが。

井上委員 ちょっとなるべく手短にしますが、非常に面白い話をありがとうございました。考えながらなんですけれども、僕自身民間企業で働いてから、教育の現場に来たもので、大学に入って衝撃的だったのが市場原理がない忙しさというか、何のための契約で、何に対して支払われているのかが曖昧な中、フルタイムで雇われているというだけで有象無象の学事から委員会から、それからティーチング、研究、様々なものが乗っかってくるという原理の中で働いている教員から教えられてしまうだけだと、やはり子どもたち、学生たちにとっ

て、世の中ちゃんと知らないままになってしまう場面がどうしても出てくる。そういう意味でおっしゃっていたように、法曹界の方がダイレクトにやはりここに入ってくるというのはすごく意味があるのではないかと僕は思ったんです。

いろいろ考えながらで、ちょっとあれなんですけれども、僕自身がやっていることとしてソーシャルベンチャーパートナーズという団体をつくりまして、今LLCでやっているんですけれども、各ビジネスセクターにいる方で、みんなで10万円ずつ出し合って、ファンドをつくりまして、そのお金を自分が共感するNPOに100万円、200万円と小さいんですが、約束、手形、コミットしますという意味も込めてお金を渡すということと、同時にそれぞれの方が本業のスキルを活かす。最近ではプロボノという言い方をよくしますけれども、会計が分かります、ITが分かります、法律が分かります、実際に弁護士の方も何人もいます。そういう方が入って自分の共感するNPOで汗を流すんです。これは何をしているかと言うと、実は社会的な投資をして、そういうNPOに変化を生み出してもらおうというだけでだけでなく、それぞれの専門家の方がやはり自分の毎日やっている仕事に意味がある、意義があるということを会社の外に出て知る機会にもなっていて、それぞれの個人の成長の場所になっているんです。

何が言いたいのかと言うと、ここでやっていることというのは実はお金をもらってやる仕事、本業で。いわゆるお金をもらわないでやる仕事、ボランティア。それから逆にもう1つがお金を払ってやる仕事なんです。

これは自分にとって意味があるから、お金を払ってとりに行っている仕事なんです。ちょっと分かりにくいかもしれないんですけれども、もしこの世の中が本当にベーシックインカム等々が実現されたときに、すべてのものが揃っているとしたら、多分労働というのは、やはり自分の世の中での居場所をつくっていくための大事な場所で、先ほどおっしゃっていたように、子どもたちに対して教えるという大事な場所を自分が購入しているという意味で、ちょっと時間があれば是非ブレインストーミングとかしてみたいんですけれども、こういうふうに法曹界の方、僕は絶対に今井さんのような方がいらっしやると思うんですよ。その人たちがみんなでお金を出し合って、運営するとか、どこの学校に入るか決めるとか、場合によっては学校でなくてもいいわけです。僕が理事をやっているカタリバというNPOでは、東北でフリースクールをやっているわけですが、放課後で学習支援しているわけなんですけれども、そこで今、創造性を養う教育が必要になっているんです。ただの勉強だけではないんです。そういうところに行って、法曹界の方がこういう法教育をするとか、何か別のやり方があるのではないかなと、ちょっとアイデアだけなんですけれども。

そういう意味で、もう一回言いますと、3種類あって、お金をもらうにはやり方がいろいろあって、いろいろされていると思うんですけれども、財団、父兄の方に話しかける等々いろいろなビジネスモデルの作り方は直接顧客から取るだけでなく、共感する方から集めるモデルもある。お金をもらわないというのが多分一番目的を見失いやすく、恐らくプロボノの設計上、現場の教員の方と一緒にもう一回ミッション、ビジョンのすり合わせと、これを通じて何を達成するのかという、先ほど武藤先生からもあった評価をきちんとつくっていく、みたいな。多分そういう何らかのテコ入れの仕方があると思うんですけれども、もう1つ何か僕が一番感銘を受け、ありかなと思ったのは、今井さんのような方を弁護士会等々、会を通じてだけではなくて、個人としての法曹界の方を見つけて、何か仕組みをつくっていくと

いう方法もあるんじゃないかとちょっと思いついてしまったので、何か考えられたらなと思ってお話ししてみました。

今井代表理事 ありがとうございます。一般社団法人リーガルパークは、教員の方、若手弁護士で教員免許を持っておられる先生方とか、そういった登録と言いますか、協力してくれる弁護士が二十数名おまして、徐々に教育関係者も増やしながら、あるいはマスコミ関係者とかも増やしながら活動していこうと思っています。今のお話で言いますと、私自身は「お金を払って仕事をやっている」という感じでございまして、社団法人の設立費用は全部私が個人的に出してまして、あと小冊子、機関紙いろいろ作って、パンフレットも作っているんですけども、全部私が出しています。唯一、東京都さんには平成22年度に助成金の申請をさせていただいて、若干いただきまして、ありがたく思っているところがあるんですが、先生がおっしゃっておりますように、確かにお金が発生してないというのが目的を失っているなというのは感じております。そういう意味で、この団体もどういふふうにこれからやっていったらいいのかということも今考え時かなというふうに、私が一人で引張っているだけではやはり駄目なものですから、いろいろな方々を入れながら、また先生方の御意見もいただきながら、私たちとしてできることをやっていって、提言なりしていきたいなと思っております。どうもありがとうございました。

大仲委員 武藤先生、今井先生のお話をお聞きしまして非常に感銘を受けたのですが、やはり法律実務家が学校現場の先生方と協力しながら法教育をやっていくということは非常に重要なことだと私も思っています。ある教科書に模擬裁判の事例が載ってまして、学校の先生方も、授業で模擬裁判をいきなりやれといわれても大変だろうということで、県下の中学校すべてに案内状を出しましたところ、回答が4校か5校ぐらいしか来ないのです。400何校に出して。学校の現場の先生方は例えば検察庁から、先生方大変でしょうから、夏休みの期間にこういう法教育とか、あるいは裁判の関係、法律関係、先生方に授業をさせていただきますと言ったときに、先生方はどういふ受け止め方をされるのですか。そんなのは余計なお世話だという感じなのではないでしょうか。

武藤教諭 私の経験でしかものが言えませんが、県内の公立の高校がどう捉えられたかは分かりませんが、文章は一応受け付けられて、回覧されて校長、教頭が見られまして、どこかのセクションに回すかというのは決まりますが、多分今の武藤先生の御案内であれば、高校であれば地歴公民科の教科主任の手元に行くようになると思います。主任が見て、教科会で、こういう案内があるけど、君たちどうだと聞いて、誰も行かないなら誰も行かない。何とか先生が希望がありますと、普通は返事を書いて出すというのが島根県の場合は通例です。

大仲委員 その辺りに法律実務家と現場の先生方の意識の齟齬があるのではないかなというふうに、そういう結果を見て感じました。そもそも、そこら辺が出发点かなと私は感じたものですから、こういう質問をさせていただいたのですけれども。

武藤教諭 今、大仲先生が言うてくださることはよく分かります。

その企画自体がいらんお世話なのかどうかということになると、確かに弁護士会さんのお誘いがあるとき、地裁さん、地検さんからお誘いがあるときでも、配慮して下さって、夏期の長期休業で、ここならば生徒も学校にいないし、いいじゃないかと。

実は、教育現場の忌憚のないことを言わせていただきますと、生徒は長期休業ですが、我々は勤務があつて、むしろ補習があつたり、地域の祭りに呼ばれたり、ボランティア清掃に行

かなきゃいけなかったり、多くの学校が長期休業が明けるとすぐのところに体育祭、学園祭が待っているというのが高校の場合は、かえって長期休業のところの方が忙しいというような事情があることは正直なところ。そこは、もし御配慮いただけるのであれば、恐らく各県ごとに教科の研究会というものを持っているはずですから、埼玉県であれば埼玉県の地歴公民研究会という、どこかの学校が事務局を持っていて、そういう研究会があるはず。そこに一回相談されて、その事務局とある程度連絡を取られて企画を立ち上げて、案内されたほうがいきなり送りつけられるよりうまくいくというふうに思います。

ただ、検察官の方も忙しいことは私も一緒に仕事をさせてもらって、百も承知しておりますので、そのところが、そこまで御配慮いただかない、もちろん教育現場も忙しいですけども、それを言っていたら連携を取れないと言ったらそこまでなんですけれども、一番いいのは、さっきの今井先生のアンケートにも出でいましたけれども、上意下達に弱いですから、悉皆研修をかけてしまうんです。新学習指導要領の説明会なんか出たら、これは悉皆研修ですから、「行かんかったら、君、これ（クビ）だ」という研修なんです、そのレベルで法教育が本気なら悉皆研修をかけてくださいということで、県の教育委員会、古屋先生にまた怒られそうなアドバイスをしていますけれども、教育委員会も溢れそうな要望がいろいろありますけれども、それをかけてもらったら必ず教員は出てきます。本気でやるんだったら、そこまでやらないと、さっきから出ているように、〇〇教育は本当にあるので、任意でいいのでどうですかということになると、先生方は弱いところが正直なところ。

ただ、アンケート4校というのは、何か間違っていたというか、うまく届いてなかったということもあるかもしれませんので、もう一回別の観点から調べていただいた方がいいかと思います。

村松委員 弁護士会では各地で高校、中学、小学校に法教育関連の文書をよく出しているんですけども、弁護士会もやはり同じような悩みがあって、なかなか現場の先生たちのところに届かない。あるいは届いているのかもしれないけれども反応がない。親しい先生たちと話をすると、原因は幾つかあって、1つは校長のところでは止まっているというパターンがあるようです。ですから、校長先生に理解がないと、そこから更に担当の社会科などの適切なところに届かないというのが1つあるように感じられます。

それから、もう1つは、今、武藤先生から、また先ほど古屋先生からお話があったように、やはり学校現場は〇〇教育というのが非常に多く、加えてそもそも学校の先生はかなりお忙しいようですから、さらっとペーパーが1枚来ても、それに関心を持って目に留めて、それに対応しようというところまではなかなかいかないようです。

やはり結局は個々の先生と飲み明かすではないですけども、個々の先生からの理解、あるいは校長からの理解、そういう個々の関係を強くしていかないとなかなかアクションは難しいのかなと弁護士会としては感じているところです。

今井代表理事 弁護士会も検察庁も、私どもと同じような感じで通知を出しても全く反応が来ていないということで、うちだけ怪しい団体だから返事が来ないのかなと思っていたので、そうではないということが分かってほっとしたんですけども、実は私どもも文書を出しても回答してこないということで、悩んでいました。とある公立中学校の校長先生からお話を伺ったのは、先ほどもお話がありましたように、やはり学校にはあまりにも多くの文書が送られてくるので、校長レベルで止まっているケースが多くて、担当の公民科教員に行かない

ということを知りましたので、一回、公民科教員と社会科教員宛てで出したんですけれども、やっぱり駄目だったんです。あまり回答が来なかったんです。どこに原因があるのかなということなのですが、やはり先ほど武藤先生の御報告がありましたけれども、法律家の人たち、その中でも弁護士会が一番フレンドリーなのかもしれませんけれども、法律家が模擬裁判をやるとか出張授業をやるのかというと、学校現場ではすごく負荷が大きいというイメージをお持ちのようです。そこで、もっと簡単に簡易な案内文を作ったほうが良いよということで、先ほどの校長先生からこういうものだったら食いついてくるよと修正をいただいたものを出させていただきました。でも、やっぱり結果駄目だったんですけれども。なかなかそういう意味ではいろいろな文書がたくさん届く中で、ゲットしていくのは非常に難しいです。

井上委員 お話を聞きながら、1つはもちろん学校という制度の中で入っていくのはすごく重要だと思います。特に、今井先生の場合は、一般社団法人でやられているので、僕はやはり一方で自前で授業ができるじゃないですか、だから学校に入らずとも、例えば先ほどお話ししましたソーシャルベンチャーパートナーズに200名いるんです。東京周辺のビジネスパーソン、こういうことに興味のある人が、親でもあるので、30代、40代が多いので、彼らだと喜んでお金を払って、模擬裁判等の授業のコンテンツ、お金を払って人は集まります。これは断言できると思います。

同時に、キャンパスというNPOがあります。彼らはクリエイティブ教育をするためにいろいろなツールを開発して、集めて1年に1回、ワークショップコレクションというのを慶應大学でやっているんです。そうすると2日間、3日間で、数万人規模の親御さんと子どもが集まって、いろいろな子どものワークショップを見て帰っていく。そこで企業とのマッチングもしています。そのコンテンツの1つに法教育のパッケージを見せると、必ず食いついてきて、企業との連携。特に、企業の社員向けのメニューとして、同じように親御さんでもあるので、そうすると自分の子どもに週末にこういう教育を受けさせたいというニーズは社内に必ずあるはずなので、そういうことに関してCSR担当者などは食いついてくると思います。そういう意味で、いったん外側で実績とそれから収入を生み出してしまっただけを見せながら同時にこういうことが全国で動いていますよというものを制度の中に入れていくということ、これを同時に進めることのほうがずっと可能性が高まるのではないかなと思いました。

笠井座長 どうもありがとうございました。次の議題の関係にも入りつつありますけれども、今井先生のお話、法科大学院に関する話もありまして、私は法科大学院の教員ですので、いろいろこれから考えなければいけないということも多くございました。武藤先生のお話にも出てきましたし、法科大学院の教員や学生の取組に関しては、前の大村敦志座長の先駆的な東大法科大学院での取組などもあるわけですが、更に充実させていかなければいけないというふうに思った次第でございます。

それでは、次の議題でございますけれども、これが小学校における法教育の実践状況に関する調査研究ということでございます。これに関する部会での検討がございましたので部会での検討状況について事務局から御説明をお願いいたします。

丸山官房付 時間も過ぎておりますので、恐縮ですが、議事3と4をまとめて御説明させていただきます。

まず、資料3を御覧ください。小学校における法教育の実践状況に関する調査でございま

ですが、昨年度からこの協議会で検討をいただいております学校における法教育の実情調査の実施について御説明をさせていただきます。前回の法教育普及検討部会でこの実施について検討を行いました。昨年度からは小学校で新学習指導要領が全面実施されているということですので、本年度は小学校における法教育の実践状況についての調査を実施するということといたしまして、来年度は中学校、再来年度は高等学校という形で進めていくということになりました。

そして、本年度の小学校における実践状況の調査の項目ですが、部会において検討の上で作成したものが、今御覧いただいている資料3ということになります。これは法務省で既に入札公告しております、その際に提示したものでございまして、実際の調査における具体的な質問内容等については業者決定後に更に詰めていくという予定にしております。

続きまして、資料4です。こちらも御報告、御了承いただきたいものでございます。本年度の法教育に関する懸賞論文のコンクールについて御説明いたします。これは御覧いただいている資料4ですが、前回の部会における意見交換を踏まえて作成しました本年度の応募要領案ということになります。昨年度のものから若干変更がありますので、その点についてのみ御説明いたします。

まず2にあります論文のテーマ等、太字になっているところですが、昨年度は「学校現場において法教育を普及させるための方策について」としておりましたけれども、今年度は既に新学習指導要領が実施されているということですので、普及ではなくて発展させるための方策という形になって、本文もそれに合わせております。

それから、2ページ目の3番目の応募要領ですが、応募資格などは同じなのですが、提出期限を11月30日ということで、昨年度よりも1か月遅くいたしました。これは法と教育学会、日本社会教育学会というのが秋口に開かれますので、この論文コンクールの宣伝をさせていただいてより多くの方に応募してもらおうという観点から一月遅くしたということでございます。スケジュール感ですが、12月中に部会での選考を行いまして、1月にこの協議会で受賞者を決定していただいて、3月に授賞式を行いたいと思っております。

それから、3ページ、5番の論文の審査の3行目の部分です。過去に受賞された方が作成した論文については、受賞の対象からは除外させていただくということにしております。これは毎回同じ方が何度も続けて受賞されるということに関しては制限をかけるべきではないかという御意見がありまして、こういった制限としたものです。ただ単に受賞の対象とならないとするだけでは、過去の受賞者の方が応募しなくなって、優れた実践例に関する情報を集めるという本来の趣旨がちょっと没却されてしまいますので、6番目の受賞者の発表等の2段落のところで、優れた内容のものについては、受賞の対象にならなくてもホームページに掲載することがありますということにしております。

以上が本年度の応募要領における変更点でございまして、それ以外は昨年度と同様でございます。

笠井座長 ありがとうございます。まず、資料3、議事3に関してですけれども、これに関しまして、先ほど調査に関する注意事項と既にいろいろと出ているところでもございますので、資料3に関して特に何かお気付きの点がございましたら、御指摘いただければと思いますけれども。よろしいでしょうか。

(一同了承)



また、この後、先ほど御案内がありましたように、いろいろと修正もまだ入る可能性がありますので、これに関しまして御意見等がございましたら、適宜事務局に寄せていただければと思います。

続きまして、資料4に関してですけれども、今年も懸賞論文を実施するというごさいまして、変更点について今お話があったとおりですけれども、これについても何か御意見、御質問等がございましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(一同了承)

それでは、この内容で懸賞論文ということで、今年も実施するというごさいで、スケジュールに関しましては、先ほどのとおりですごさいますので、また先生方には最後、特に1月中旬のときには少なくとも御意見をいただくこととなりますので、よろしくお願ひいたします。

私の不手際で時間がかなり押してしまいましたけれども、本日予定しておりました議事は終了いたしました。何か委員の方から更にごさいましたらお願ひいたします。

村松委員 ペーパーは用意しておりませんが、日弁連では今年も高校生模擬裁判選手権を夏に開催いたします。開催日は8月4日土曜日で、本年度も昨年と同様、関東大会、関西大会、四国大会の3大会ということになります。四国は昨年までの高松ではなくて今年は愛媛で行うということになっております。昨年と同様に、最高裁判所、法務省、検察庁さんの御協力もいただきまして開催いたします。既に各地では支援が始まっています、検事の方にも学校の支援に行っていたら聞いております。また、去年は電力事情の関係で東京地裁が利用できなかったのですが、最高裁さんから今年は大丈夫ですよというお話をいただきまして今年は3会場ともに裁判所の法廷が利用できるということになっております。是非とも委員の方にも一度観戦していただき、高校生がどんなことをしているのかということを見ていただければなと思っております。簡単ですが以上です。

笠井座長 他に何かごさいますでしょうか。

それでは本日はこれで終わらせていただきます。次回の日程に関しては追って事務局から御連絡を申し上げることになっております。

皆さん、どうもありがとうございました。お疲れさまでございました。

—了—